

令和元年度九州ブロック協議会 業務部協議案

1	平成31年3月版「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」の取り扱いについて
提案者	佐賀会（中溝氏）、長崎会（川崎氏）
提案理由	（佐賀会）改訂第7版の調査・測量実施要領については、連合会よりその運用を一時停止する旨通知がありましたが、各会での対応、会員への伝達はどうかされているか教えていただきたい。また、その件に関して会員から問い合わせ等があったら、その内容と回答を差し障り無い範囲でご教示をお願いします。
	（長崎会）長崎会は平成17年の改定時には機器の検定を「1年ごと」から「原則として」に変更し会則に位置付けた。他会の調測要領の変更部分、また今回の改訂に伴い新たに変更部分を検討しているのであれば伺いたい。
取組	鹿児島 鹿児島でも同様の時期に一部抜粋したものを会則に位置付けています。しかしながら総会決議で決まったため条文に載ってません。一時停止の措置が解消されましたら会則変更を検討する予定です。会員にはメール・研修会での各部報告で説明済みです。理由については当方の独断で、連合会と法務省との意思疎通に齟齬があったようだといった程度の説明をしています。改定前の調測の冊子注文については、注文者分の問題が残っている。 21条の会則変更においては総会で決議したが、その決議した変更内容が会則のどこにも載らないという問題が残存する。
	沖縄 沖縄会では、第6版がそのまま会則に位置付けられている。 今回の改正に伴い、一部変更を検討しているが、具体的にはこれから。 第7版は、数名に手渡しで配布済みだが、令和元年9月6日付、連合会からの通知文書（一時停止の旨）を全会員に一斉送信した。その後問い合わせ等はない。第7版の改定が追録等で対応可能ならば良いのだが、まるごと差し替えとなると、改定前の冊子購入及び輸送費の負担について、相談が必要のため、今後の動向を見守りたい。 21条の会則変更は総会決議による。
	大分 大分会では、9月5日付けの連合会からのメールを会員へ送付する形にて改訂版の一時停止を会員へ伝達しています。また、昨年度の総会時に会則に定められているものが、どの時点での調測要領であるかの質問があり、改訂版の調測要領についての連合会からの伝達研修の内容を確認して検討すると伝えている。現在のところ、それ以降の問い合わせについてはありません。 大分会では平成18年の総会にて、第27条1項2号・第45条1項4号及び5号を除くものを「本会に規定する要領」としての位置づけを行っていま

	<p>す。改訂版の対応については現在のところ検討中です。</p> <p>21 条の変更においては総会決議でおこなったことがある。</p>
宮崎	<p>連合会のメールを転送、一時停止の旨を会員に送付。目立ったクレーム等はない状況です。21 条は理事会による決議。</p>
長崎	<p>日調連のメールを会員に送信したのみで特に対応は行っていない。会員からの問い合わせは現在のところ無い。21 条については理事会による決議。</p>
佐賀	<p>佐賀会でも会則に位置付けていますが、これまで変更をしたことは有りません。21 条により変更が可能ではあるが、そのプロセス等が特に定まったものではない為、他会の意見をうかがいたい。</p>
福岡	<p>福岡会は本年度変更部分との検討を計画していたが、一時停止により様子を見ている。会員への伝達は研修会等で行っていきたいと考えています。21 条については総会での決議による。</p>
熊本	<p>メールにて破棄の通知をしており、現時点で、会員からの問い合わせ等はあっていません。</p> <p>熊本会は会則に調測内容を盛り込んでいないため、運用一時停止による会則の変更等対応は必要ありませんでした。</p>
まとめ	<p>冊子購入の問題等は県によってあるが、会員からの直接のクレームは目立たない。又、現状、改訂第 7 版の内容も正式に公開されていない為、単位会での変更について九州ブロック内で具体的な行動している会はなかった。</p>

2	法務局との実務協議会（事務連絡会）の実施について
提案者	佐賀会（中溝氏）
	<p>佐賀会では内容のある会合ができなかったとの理由から途絶えていた実務協議会を、本年度からゼロベースで再開すべく準備を進めているところです。</p> <p>そこで、より充実した協議会とできるよう、各会の協議内容決定の手順、また結果の会員への伝達方法などご教示いただきたい。</p> <p>また、各会の協議内容や結果を共有できれば有用ではないかと考えます。そのような仕組み作りができないかご検討いただきたい。</p>
取組	<p>鹿児島 鹿兒島</p> <p>会員への意見募集と、会員から事務局へ通常業務での質問があった件を精査し協議内容を決めています。</p> <p>協議結果については、当会ホームページの会員ページで公開しています 協議内容や結果の共有については賛成です</p>
	<p>沖繩</p> <p>例年、法務局主催の桐友会連絡会と呼ばれる会合を年3回行っておりますが、今年は諸事情により1回だけ行われる予定。その他、局長も参加する「桐友会」（参加者は調査士、公嘱、司法書士と法務局）を年に1回行っております。共有ができればありがたい。</p>
	<p>大分</p> <p>大分会では、年末若しくは年始に法務局との実務協議会を行っています。</p> <p>協議会の日程の2ヶ月程前に会員から議題の提供をし、議題をまとめたものを協議会の1ヶ月前に提出する形をとっています。</p> <p>会員への伝達方法としては、毎年度の最後に行う第3回全体研修会にて協議内容についての報告を行っています。</p> <p>平成14年より行っている協議会であり、過去の議題内容をまとめたものを会のHPにて公開をしている。</p>
	<p>宮崎</p> <p>数年に1回は法務局と協議会を行っている。協議内容は、会員から出された質問・要望事項をとりまとめ、それを協議している。</p> <p>特に一歩踏み込んだ協議は行っていない。</p>
	<p>長崎</p> <p>長崎会は年一回、7月頃に長崎地方法務局との協議会を開催している。今年度は、「非調査士実態調査の注意・警告・告発した登記の種類」、「オンライン登記の補正事例」、「法定相続情報証明制度」、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律について」、「連携ポスター・リーフレット、登記案内パンフレット配布」、「70周年事業について」等を協議した。協議内容はウェブサイトアップする。また部会で内容を検討し研修会で伝える。</p> <p>常任理事が協議内容を決定している、また総会時に質問があったことを協議項目としてあげている。調査士会が持っている情報を法務局へ提供するとい</p>

	<p>う側面もあり充実した会議となった。</p> <p>各会の協議内容や結果を共有についてはその都度、業務部単位で共有するか、または担当者会同で議題の一つとすることでいかがか。</p>
佐賀	
福岡	<p>福岡会は年一回、法務局との事務連絡協議会を開催しています。協議会后内容を精査し法務局確認後、会員に協議録を配信しています。ホームページ掲載も。各会の協議内容や結果を共有については賛成です。</p>
熊本	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本会では、平成17年より協議会を再開し、今年まで年2回のペースで協議会を行っています。 ・平成17年～平成30年までの協議内容を冊子にした協議事項集を作成し、全会員に配布をしております。 ・今年度熊本地方法務局主席登記官が変わられた際に、法務局・調査士・司法書士の3者での協議会（名称は三者協議会）を月1回のペースで開催することになり、現在3回の協議会を開催しました。（月別登記状況の報告、それぞれの要望などを話しております。） ・他県での仕事依頼があった際に各法務局の取り扱いを知っていることは、意味があると考えます。
まとめ	<p>佐賀会以外は何らかの協議会を定期的で開催している状況。</p> <p>各会とも法務局との協議内容を今後、九州ブロック内で共有することには賛成であった。</p>

3	オンライン申請の他会の進捗はいかがか、また図面をXML化して申請している率について	
提案者	長崎会（川崎氏）	
提案理由	令和元年7月に長崎地方法務局との事務打合せ会を行ったが、九州内で長崎県はオンライン申請率が最低との報告があった。他会の動向を伺いたい。また日調連でXML土地所在図等の作成ソフトの公開が終わっているようだが、XML化の推進について他会の動向を伺いたい。	
取組	鹿児島	前回の表示登記実務連絡会にて鹿児島県のオンライン申請率は全体で70%を超えているという情報を得ています。昨年オンライン推進を行った際に確認したところ土地家屋調査士のオンライン申請率は概ね90%でした。（半ラインを含みます） XML化の推進は今のところ行っていません。まずは添付書類署名やtiffデータでのオンライン申請については各支部研修で昨年説明しました。
	沖縄	沖縄におけるオンライン申請率は全国1位との事。会員においては、6割程の利用率です。地積測量図のXML化については、昨年行った研修会の中で触れたが、それ以外は特に行っていない。個人的にはXML化して送信している。
	大分	今年度、完全オンラインが施行される為、昨年度よりオンライン申請を始める会員については、業務部において導入サポートを無料で行うようにしている。オンライン率は6割程度。昨年度は数名の希望者がいたものの、今年度については、希望者はいない状況です。図面のXML化について状況については把握していません。
	宮崎	オンライン申請は60%程度。
	長崎	
	佐賀	実態的な調査を行ってはいませんが、進捗率はここ数年横ばいであると感じています。また会として添付図面のXML化を推進してはいません。
	福岡	福岡法務局でのオンライン推進率は司法書士込で66%と聞いています。XML化の推進について行っていません。
	熊本	法務局より頂いた情報で、1カ月短期間の集計で調査士は71%のオンライン申請率との報告をいただいております。XMLファイル添付の申請かいないかは、不明です。資格者代理人方式の運用開始にあわせて、また、登記事件処理のスピードアップの観点からも、今後研修など完全オンラインの普及を進めたいと考えます。

ま と め	各会で差はあるが、オンライン申請率について、概ね6割を超えている状況であることがわかった。これらは法務局から職員が各事務所をまわるなどの推進もあって増えている。 尚、XMLの図面の利用については、各会とも具体的な方策については現在のところ行っていない。
-------------	---

4	申請時添付書類の地積測量図への概略図記載の考え方について	
提案者	沖縄会（福原氏）	
	不動産登記規則 77 条 1 項 8 号と、同 2 項の取扱い解釈について法務局側との見解の相違があったため、各県会の解釈も確認したい。	
取組	鹿児島	境界杭の概略図については特に記載することを求められたことはありません。引照点については記載を求められていましたが、最近では記載がなくても補正を求められることは担当登記官次第です。 見解 2 である。
	沖縄	
	大分	世界測地系での地積測量図作成時には、概略図の記載については不要と考えているが、各調査士での対応としている。 見解 2 である。引照点については任意座標等、復元についての性能が問われるものであることから。
	宮崎	見解 2 である。
	長崎	見解 2 である。世界測地系で作成した場合は、点の位置が決まるので概略図は不要と考える。記載しない運用がされているようだ。（法務局でも、77 条 1 項 8 号が適用できる場合は、概略図記載は必要ないとの話があった。任意座標の時は、現地復元性の問題もあることから、恒久的地物や引照点の位置を明確にするため概略図を記載しなければならないと聞いた。）
	佐賀	見解 2 である。
	福岡	見解 2 である。
	熊本	見解 2 である。
まとめ	本協議会では、引照点の使用条件から鑑みても本議案における見解については、各会とも見解 2 が相当であると考えている。	

5	個人情報保護法を踏まえた成果品（依頼人交付用）について	
提案者	沖縄会（福原氏）	
	個人情報を含む立会証明書や、登記情報等を依頼人に対して交付しても良いものか。また、同趣旨の研修会などを行う予定か。	
取組	鹿児島	前回行われた全体研修会で顧問弁護士の先生に個人情報保護法について研修をお願いしました。立会証明書の扱いについては各単位会で検討すべき問題というより全国的な問題でもあるので、連合会が指針を示すべきことのようにも思います。
	沖縄	
	大分	立会で問題なく署名を貰っており、相手方よりの要望などが特になければ、依頼者に納品している。この件に対しての研修会は予定していない。
	宮崎	研修会等を行い周知はしているが、徹底させるまでの具体的な対応は行っておらず、検討中である。立会証明書は依頼者に納品していることが多い。
	長崎	依頼者に交付するのは業務の範囲内で問題ないと考える。 個人情報の取扱についての研修会を予定している。 利害関係人に提供する旨を立会証明書に明記するか、口頭での承認で依頼人等の第三者に交付できるのでは。またはオプトアウト方式により第三者に提供は可能か。しかし、安易なオプトアウトは要注意であると考え。 オプトアウト方式とは、「黙っていたら第三者に提供しますよ、それが嫌だったら申し出てくださいよ。」との事。詳しくはオプトアウト届出書を個人情報保護委員会に届出をする必要がある。
	佐賀	過去に全体研修会において、我々土地家屋調査士も個人情報を取り扱う業者として遵守すべき義務や心得を学びました。 また「交付しても良いものか」については見解が分かれるところであり、取り扱いに注意するよう促しているにとどまります。
	福岡	福岡会、成果品（依頼人交付用）については依頼者に交付してよいと考えています。個人情報の関しては依頼者に説明し引渡しをする。研修会の予定は今の所ありません。
	熊本	寶金先生をお招きした研修の中で、個人情報保護法の内容があり、今後、立会証明書や登記情報の依頼人への交付については、十分な注意が必要であると認識しています。今後の会員への指導などを検討していきます。 (交付の承諾をとるなど)
	まとめ	各会でそれぞれ個人情報保護に関連した研修等を行っているが、立会証明書における個人情報の取り扱い、又、依頼者への交付については、連合会からの統一した指針をいただきたい。

6	個人情報保護法を踏まえた契約書の作成方及び会としての取り組みについて	
提案者	沖縄会（福原氏）	
提案理由	業務受託時に「契約書を作成しなければならない」とはなっていないが、個人情報保護法との関連および調査士法（第21条）、日調連倫理規程（第20条）、会則（沖縄第93条3項）を考慮した場合の契約書の雛型等、会としての取り組み方を検討したい。	
取組	鹿児島	特に検討していませんでした。今回の協議で参考になるものがあれば検討したいと考えます。
	沖縄	
	大分	契約書の締結について以前は会員への指導をしていたが近年は行っていません。契約書の様式については、調査測量実施要領の別紙様式か各事務所独自の様式を使用している。
	宮崎	契約書をテーマにした全体研修を行った。現状、契約書をつかっている会員は少ない。
	長崎	受託契約書の内容は改訂版調測要領のモデル案を使用していくと思われる。今後、弁護士に講師をお願いし、研修会を開催していく予定。
	佐賀	全体研修会において契約書作成の必要性や注意すべきルールについての講義をしていただきました。その際に講師の先生から、契約書のモデル案等も資料として配布いただきました。 佐賀会としては、現在のところ雛形の作成などは検討していません。
	福岡	福岡会、9月26日に全体研修会があり、その中に契約書の重要性を話していただいた。契約書等の雛形は今後検討していきたいと考えている。
	熊本	会則に特に定めはありません。今後検討していきたいと考えます。
まとめ	九州ブロック各会とも契約書についての重要性は把握しているが、具体的に契約書モデルの作成等の方策は打ち出していない状況であり、今後の検討課題のひとつとして共有された。	

7	調査士カルテ map の活用状況について	
提案者	沖縄会（福原氏）	
提案理由	（沖縄会）沖縄会では、普及のための研修会を行い、利用促進を呼びかけたが、利用者は住宅地図利用がほとんど。各県会員の活用状況およびその本来の目的についての有効性はいかがか。	
取組	鹿児島	発足当初は研修会を行いました。それ以降特に研修会は行っていません。議題5、6のような個人情報の問題もあり本来の目的へのハードルは高くなっていると感じています。
	沖縄	
	大分	大分会では、会員へのメールでの通知は行っているものの、利用についての研修会については行っていません。利用者については、会としては把握していません。
	宮崎	研修会を行い、会員に活用促進を呼びかけている程度であり、具体的な活用は個々の会員で行っており、組織的な活用は検討中である。
	長崎	あまり活用されていない。住宅地図として利用されている。所有者の検索機能を使用している事例を聞いた。業務公開は事前に了解を取る必要がある。ゼンリンに依頼して、11月にカルテ map の研修会を行う準備をしている。
	佐賀	佐賀会でも同様に研修会を取り上げましたが、利用の傾向は同じのようです。また、利用者も5名程度にとどまっているようです。
	福岡	福岡会、平成29年に調査士カルテ map のお話を当時日調連の児玉先生(宮崎会)にいただいた。一部支部でも研修会で研修会を行っている。住宅地図会社ゼンリンの担当者からも住宅地図利用が多いとお聞きしています。当会利用者は65名。会員に周知と利用促進を考える。
	熊本	熊本会での研修の一コマで紹介をしました。三段階で普及を推進する計画を立てています。①使用者の増加。(まずは使ってもらい、利用になじんでもらう。)②機能などの周知。(現在の機能や利活用について周知する。)③有効な情報の収集・活用の促進。(登記以外の測量箇所・測量者などの情報の利活用を促進する。)尚、利用者は40名ほど。
	まとめ	各会とも利用者が少数である。それも住宅地図での利用が主であり、本来の情報を掲載する旨の利用法はさらに少数にとどまっている状況。個人情報等の取扱いについても契約書等の整理もついていないことから、推進事業自体も停滞している状況である。

8	所有者不明土地問題についての対応について	
提案者	宮崎会（中村氏）	
提案理由	調査士としての具体的な関わり方をマニュアル化しているところがあれば参考にしたいので各会の取り組みを教えてください。	
取組	鹿児島	マニュアル化はしていません。もしあるのであれば、鹿児島会でもぜひ参考にしたいと考えます。
	沖縄	現在のところ対応を検討中です。 マニュアルはありません。
	大分	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律について、本年11月までには所有者探索に関する制度が施行されることとなっているため、境界鑑定委員会にて実施要領作成の為のモデル事例の調査に関わった先生と共に調査方法等についての検討を行う予定です。
	宮崎	地元国会議員との勉強会、他の研修会等に参加して情報を収集している段階であり、社会貢献として調査士の果たす役割を検討している。
	長崎	マニュアル化はしていない。 依頼主から、職権で調査できないのか？との問い合わせがあるが、基本的には戸籍謄本等職務上請求書で隣接地の所有者の戸籍を登記簿から追う場合は、法的な権限の問題もあることから自己責任で行わなければいけないと考える。
	佐賀	佐賀会ではマニュアル化はしていません。
	福岡	福岡会も単独のマニュアルはありません。所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン（第2版）調査士用要約版をホームページに載せてします。
	熊本	熊本会、マニュアル化はしていません。 国土交通省主催の研修会に2名参加を予定しております。
	まとめ	各会ともマニュアル化はしていない。

9	筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携について	
提案者	宮崎会（中村氏）	
提案理由	重複した制度利用は難しいと考えますが、筆界特定から ADR へあるいはその逆の移行事例等があれば参考にしたいので各会の取り組みを教えてください。	
取組	鹿児島	<p>ADR は業務部の直接の担当ではない為、以下の取組は、ADR 担当者による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 連携協議会は、年 3 回実施しており、調査士会 4～5 名、弁護士会 1～2 名、法務局 3 名で協議している。（90 分程度）協議内容は、各機関の現状報告、具体的連携の方策について、境界トラブル休日無料相談所について、広報パンフレットの作成について等を協議している。 2 境界トラブル休日無料相談所は、調査士会主催、法務局及び弁護士会共催で毎年 11 月最終日曜日に県内 3ヶ所で開催している。今年は、広報を強化することになり、法務局が告知用ポスター・チラシの作成・配布、各市町村への広報誌掲載や防災無線等の依頼を担当し、調査士会は会場の選択・交渉、要綱の作成、県内全マスコミや官公署への告知依頼を担当、弁護士会も告知を行う等の作業を行っている。 3 筆界特定・ADR 両制度とも、市民への広報が不十分ではないかとの反省から、今年度、3 者による共通広報委員会を設置し、印刷会社の助言ももらいながら、市民に解りやすい共通パンフレットの作成を企画している。 4 研修会については、例年、法務局筆界特定登記官を講師に招いた研修会を実施しており、調査士会研修会の案内も法務局に告知し、聴講を勧めている。 5 両制度利用を活性化させるため、筆界特定後の杭打ち簡易調停が可能となるようセンター規則等を改めたが、現行では調停成立費用が無料となる以外にメリットはないことから、調停申立費用についても、軽減できないか検討している。また、双方の制度を併用しながら境界トラブルを解決するにはどのように改善すべきかについて、弁護士会も交えて検討していく。 6 連携に関わる人員の費用、パンフレット作成費用、相談会の諸費用等は全て 3 者による負担である。
	沖縄	現在までに、連携の検討などをおこなっておりません。
	大分	筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携については、社会事業部の担当となっています。

	相談センターと筆界特定室で同じ様式の相談用紙の作成中であり、相談内容によりお互いの機関の紹介を行っている。
宮崎	筆界特定制度では、かならずしも紛争を解決する結論が出るとは限らないため、現実的には裁判やADRに進む前提となる制度と思いますが、申請人の費用的な負担や、筆界特定でさらに相隣関係がこじれる場合等を考えると、重複した制度利用は難しいと考えます。
長崎	筆界特定室に相談があり、ADRへ引継いだ事例が1件あった。相手が越境してきていると思っていたが、実際の境界線は狭くなった事例。 筆界特定とADR連携パンフレットを作成し、市役所へ配布した。
佐賀	佐賀県内ではそのような事例は無いようです。
福岡	福岡会においても、ADRは社会事業部の担当ですが、現状、具体的な連携の事案はない模様です。
熊本	社会事業部が担当しており、年に1回法務局との打ち合わせ会を行っています。案件によりますが、必要な場合は、まず筆界特定の相談に行くよう促す陽にしているようです。
ま	各会ともADRについては概ね社会事業部が担当している。ただし、議案にあるように筆界特定とADRが連携し、移行事例においてシステム化までは各会ともなされていない。

10	土地家屋調査士の業務報酬に関する調査について	
提案者	宮崎会（中村氏）	
提案理由	統一単価が設定できないことから、平均的な金額を公にするために毎年、日調連より報酬に関するアンケート調査が実施されている。アンケート結果を踏まえた各会の研修会等の状況を教えて頂きたい。	
取組	鹿児島	前回の全体研修会で、長崎会の船津会長、宮城会の鈴木先生に講師をお願いし、事務所経営について等を講義してもらいました。ご提案のアンケート結果は使用していませんが、新人研修でも日常業務のやり方を説明する際、なるべく単価に絡める説明を加えました。 適正な経営単価を作業量で把握していければと考えています。
	沖縄	平成26年度に報酬についての研修を行っているが、それ以降は全体研修では行っていない。ただし、新人研修では実施している。
	大分	日調連より送られてきたアンケート結果の冊子を会員へ配布する対応は行ったものの、研修会については行っていない。
	宮崎	業務報酬に関する研修は行っていないが、継続して不当な廉価で業務を行う会員は、品質や信頼の問題もあるため何らかの調査や指導が必要と思います。そうならないように勉強会や研修を行うべきであろうと思います。
	長崎	令和元年2月開催の研修会で報酬額に関する研修（船津会長）を行う予定。新人研修でも実施。
	佐賀	アンケート結果を踏まえた上での研修会は行っていませんが、直近では平成23年度、26年度、29年度に報酬額と事務所経営に関する研修会を行っています。会が報酬を定めるものではなく、あくまで参考として。
	福岡	福岡会、報酬額の研修会等を行っていない。日調連の資料を配布。任意による県内平均単価表を総会資料で添付しています。公正取引委員会によると、全員を集める研修はよろしくないとのことなので、あくまで任意で開催される勉強会で参考としての報酬について学ぶスタンスをとる。
	熊本	3年ほど前に全体研修で統計結果の報告を行いました。研修会は行っていません。
	まと	公正取引員法との絡みもあり、報酬についての研修の開催自体が危ぶまれる可能性がある。ただし、新入会員は報酬について指針がほしい等で学ぶ必要がある為、何らかの施策を講じる必要はある。任意による勉強会は可。

11	筆界特定申請における申請書作成及び報酬額について	
提案者	福岡会（魚澄）	
提案理由	筆界特定申請書の作成方法、報酬額について、研修やモデル作成等県会で実施しているか。筆界特定の申請件数も年々増え、申請代理人である調査士が作成する申請書にも質の一定化を求める声が上がっている。現状、法務局による筆界調査員の研修等も行われているが、県会で申請する側の調査士に対しての方策を話し合いたい。	
取組	鹿児島	特に実施してません。所有者不明土地問題の絡みもありますので、次回の表示登記実務連絡会で協議することも考えます。
	沖縄	筆界特定登記官による、筆界特定申請から特定までの流れ、申請書、経緯の記載の仕方等についてご説明頂く研修は行ったが、報酬については触れていない。
	大分	筆界特定申請の報酬額についてのモデルなどについては作成していない。筆界特定申請に関する研修会については、平成24年度に課題別研修会にて行っている。
	宮崎	全体研修にて筆界特定登記官による全体研修を実施しています。報酬については特に実施していない。
	長崎	長崎会の研修では平成29年度、登記官を講師に招き筆特活用スキームにおける意見書の研修会を行った。法務局主催の筆界調査委員に対する研修は行われた。方策について、今年度は境界鑑定委員会を活用し、筆界特定の研究を行い、研修会での発表を目標としている。資料として日調連の叢書、加除出版の書籍を参考にする予定。他方、代理人を通さない個人での筆界特定申請の筆界調査員を経験したが、現時点で申請書の質が筆界特定に影響するかは少し疑問もあるとの意見もあり。
	佐賀	申請書の作成方法は研修会で取り上げた実績がありますが、報酬額については会としてなんら実施していません。質の一定化については同じ意見です。
	福岡	福岡会、近年は筆界特定申請についての研修会を行っていない。又、報酬額においても取り立てて情報を収集したことがない為、他県会で具体的な方策を実施しているのであれば、参考にさせていただきたい。
	熊本	社会事業部で筆界特定調査委員向けの研修を行っていますが、特に申請者側に向けた内容の研修は行っていません。実務に関する書籍の紹介は行っています。
	まとめ	各会とも申請代理人についての研修は行われていない。現状、法務局での筆特の申請前の窓口相談において、内容を吟味するため、各県の件数も影響する可能性があるが、申請書の質においては大きな問題になっていない。

12	93条報告書の対応について(操作及びエラー対処等)について	
提案者	福岡会 (魚澄)	
提案理由	93条報告書ソフトの対応は、現状で会員から県会、連合会を通し、回答は連合会から県会、会員となっており、どうしても対応が遅れてしまう為、今後のサポート対応の改善を考えたい。他県会さんはどのような対応をされていますか。	
取組	鹿児島	各会員からの質問は事務局に届きます。対応は業務部ですので私が処理できないことは連合会の担当者に問い合わせ、結果を質問者に報告しています。内容次第では会報などで周知する予定でいます。
	沖縄	同様の対応ですが、対応件数は多くはないようです。事務局で対応している。
	大分	93条報告書ソフトのエラー等についての連絡はあまり無い状況ではあるが、あった場合に分かるものについては業務部での対応を行っている。
	宮崎	特に問題はない。
	長崎	特にエラー等の報告は無いので、サポート等の対応は行っていない。
	佐賀	ソフトの不具合等の情報は連合会に集積されるでしょうし、場合によってはベンダーとのやり取りも必要となるかと思います。現状では各県会での対応は難しいかと思います。 佐賀会では連合会への問い合わせと併せて、会員へエクセルでの出力と連合会の会員の広場の掲示板を案内しています。
	福岡	福岡会、現状は提出理由の通りです。また状況により、支部長に依頼し状況に対応してもらっています。
	熊本	業務研修部にて対応しています。(事務局を経由して現状5人で担当) 内容が、報告書ソフトのバージョンアップをしていない、エクセルのバージョンが古いなど、調査士側の設定の問題に起因するものが多いようです。
まとめ	各会、報告書ソフトのエラー対応については、近年では報告も少なく、概ね現状のままで問題ない。	

13	国土調査が完了している山林原野等（広大地）の一部分筆について、各会の通常業務での取り扱いについて	
提案者	鹿児島会（又木氏）	
提案理由	<p>鹿児島会で開催されました表示登記実務連絡会での質問事項の1つです 広大な山林原野の全筆測量は費用負担や隣接探索に手間取る等、手続きの障害が大きいことから以前の取り扱い（一部分筆）を認めてほしいとの内容になります。</p> <p>2020年度以降の次期十箇年計画策定（地籍調査）に向けた中間とりまとめの内容を見ますと、山村部において、リモートセンシングデータを活用した新手法を導入することにより、現地での立会いや測量作業を効率化。（現地立会省略含）となっております。</p> <p>所有者不明問題に絡み、森林経営管理法では各市町村が経営管理されていない森林について、森林経営に適さない森林については市町村が自ら管理することになっています。</p> <p>公共事業や国の政策でも効率化や簡素化、所有者不明土地への取り組みが進んでいる状況の中、表示登記実務相談会にて同様の簡素化について質疑を挙げたところ、従来通りの意見（個別判断）でありました。そこで、他会では当会と違いがないのか？ 一部分筆を認める場合でも求められる概測に対する考え方など確認したい。</p>	
取組	鹿児島	<p>鹿児島会では各登記官の判断によるところが大きく、一部法律解釈でしか判断されない方がいて着任先の地区で混乱が起きています。費用負担増は法解釈の判断にならない。国土調査で測れたところが何故測れないのか？等、あります。法解釈で議論することになりますのでそもそも相談にならず、嘱託業務などは停滞することもありました。</p> <p>他会でも同様の問題があるのか？ 登記官との協議で部分測量を認める場合でも概測の問題があり、概測がどのような作業を指すのかも登記官によりまちまちです。法改正がなされなければ難しい問題とも思いますが、声を上げなければ益々立ちゆかなくなるという会員からの意見もあり、議題に上げさせて頂きました。</p>
	沖縄	沖縄会でも個別判断になっております。
	大分	<p>国土調査が完了している地区については、法務局と相談の上、一部分筆を行うことが出来ます。</p> <p>字図地区については、平成25年の実務協議会にて、広大地の審査基準についての協議を行って、平成11年時の実地調査要領と同様の取扱であることを確認している。広大地の目安として、山林地域が1万㎡、農耕地域が3000</p>

	<p>m²、市街地が 2000 m²とし、分筆地の広さが10分の1以下、概測はすることとなっています。また、事前相談をする必要があります。</p>
宮崎	<p>事前相談にて、部分測量による分筆が認められることもある。</p>
長崎	<p>ケースバイケースで事前に法務局への相談が必要。以前の画一的な何m²の10パーセント未満なら全地測量省略という取り扱いはされていないようだ。著しく測量費用が掛かる、隣接所有者が不明で立会が出来ないなどの事情が加われば認められやすい。</p> <p>一部分筆を認める場合は立会において求積する点の次の点までは必ず関係地権者と立会確認を行い測量する必要がある。その他の点においては、出来る限り依頼者についてのみは地形図及び公図をもとに立会確認を行うのが望ましいと考えるが、困難な場合は残地部分の形状は公図、地形図、隣接地積測量図等の図上で判断する場合もあろうかと思われる。</p>
佐賀	<p>佐賀では登記官と事前協議を経た上で一部分筆による申請が受理されます。法務局内の内部規定による条件を満たす必要が有ります。</p>
福岡	<p>福岡会、部分測量による分筆登記申請も可能なケースもありますが、登記官との事前の相談は必要となります。</p>
熊本	<p>関連する準則の運用について、目安等を法務局と協議しました。</p> <p>市街地地域（甲2）2000 m²、村落農耕地域（乙1）3000 m²、山林原野地域（乙3）10000 m²で、分筆する部分が全体面積の10%以下。</p> <p>事案によって法務局と協議する取り扱いです。</p>
まとめ	<p>各県とも部分分筆は事前相談により可能なケースが多いが、その内容については担当登記官の裁量によるものが大きい。</p>

14		役所立会記録、境界点・基準点等の座標の閲覧に関して、役所で閲覧及び交付の取り扱いについて
提案者		熊本会（田中氏）
提案理由		最近、個人情報法保護の観点から、役所にて立会記録及び座標値等の請求が出来なくなってきている。役所にもよりますが、他県ではどのような取り扱いをされているか参考にしたい。 また、閲覧が出来ない役所に対し、閲覧が出来るように、会から役所に対し働きかけ等をされているかお尋ねしたい。
取組	鹿児島	役所によって対応は様々ですが、立会記録の請求は難しい状況だと感じています。座標値等については、公開されなければどのように確認をするのか？という問題を各会員が丁寧に説明しているようです。会員からの要望が出れば検討します。
	沖縄	沖縄でも一部市町村では、公共事業で納品された座標値を公開しております。公開していない官公署に対して、会としての行動は、現在のところ行っておりません。
	大分	大分市については立会前歴については写しを貰うことが出来、立会書についても閲覧は出来ます。他の市町村については、境界確認申請書を提出した後に写しの交付や土地所有者からの申請が必要な市町村もあります。 基本的に座標値がもらえないことはない。
	宮崎	
	長崎	立会記録は黒塗りで出されるところもある。 座標値が個人情報に該当するかはいろいろと解釈の違いから議論されている話を聞いている。過去に国土調査の成果の交付（一筆地座標）を所有者の委任状がないと交付できない自治体の一つに小郡市が該当していたとの記憶がある（今現在は不明）。また、個人情報という概念を役所の職員の知識不足のため公表や交付をしない事がある。佐世保市においては基本的に境界承認の成果等について、情報公開請求で測量を行うために必要な座標値、図面等の資料の写しの請求は可能。一方、松浦市は閲覧のみは可能だが、写しの交付は所有者等の委任状がないとできない。 各自治体によって取り扱いが様々だが、個人名記載の情報を公開することは個人情報保護の問題もあることから厳しいものとする。 それ以外の情報は測量を行うためにも重要な資料となるため、各自治体においても必要性を十分に理解していただきたい。やはり、各自治体に支部単位または県会単位で情報公開の必要性について協議を行わなければいけないものとする。

佐賀	佐賀県内の役所では、立会記録などの個人を特定できる情報は請求できませんが、添付図面は全て請求できているようです。 会員からの要望なども無く役所への働きかけは行っていません。
福岡	福岡会、立会記録の情報は個人情報等で写し等は頂けないが、座標は提示されている。対応は市町村により若干の異なりはあるおもわれるが、現状、閲覧が出来ない所は聞いていない。
熊本	各支部で役所に対し、必要な協議を行っているようです。
まとめ	各会、個人情報においては公開されないが、座標値については概ね手順を踏めば取得できるケースが多い。又、閲覧、写真撮影など対応に差もある模様。

15	各法務局の公図（平板測量などでの地籍図・土地改良事業の図面）取り扱いについて	
提案者	熊本会（田中氏）	
提案理由	旧地籍図等かつて旧法17条地区であったが、現在地図に準ずる図面に指定されている個所の分筆登記等をする場合に、図面読み取り作業等で境界復元・立会をした際に、誤差範囲を超えるズレが生じた場合、地図取り扱いと同じく、必要に応じ字図訂正を言われるのか、もしくは準ずる図面の取り扱いにより、字図訂正までせずにそのまま登記が進められているのか。旧17条地区（現在準ずる図面）地区内の公共事業等で、測量会社作成の地積測量図をみると、準ずる図面を無視して、現況立会によりきめられた境界線に基いて測量されていると思われることがあり、各県の法務局の取り扱いをおうかがいしたい。	
取組	鹿児島	昭和30年代、40年代に作製された地籍図は、準ずる図面として扱っていることもあるようです。字図訂正をどのようにしているのかは特に把握していません。
	沖縄	地図に準ずる図面については、基本地図訂正は要しないと思われていますが、必要に応じて法務局と協議しているのが現状です。 沖縄会の管轄法務局では、測量会社作成の地積測量図で登記申請がある場合（作成者欄が測量会社）は、法務局が受け付けない事が多いと思います。
	大分	地図に準ずる図面となっている場合には、字図と同様の取扱となっている。基本的には、地図に準ずる図面といえども地図に近い取扱いにて実務を行っている。
	宮崎	準ずる図面については、現地と多少違っていても地図訂正まで行く話は少ない。
	長崎	同じような地区においては、よほど位置形状に違いがない限り字図訂正はしていないようだ。
	佐賀	佐賀管内では旧法17条地区であった地図が準ずる図面に変更された事例は有りません。
	福岡	福岡会、地図の状況にもよりますが、福岡法務局管内は極端に異なる場合は地図訂正と地積更正をされています。
	熊本	法務局担当者により対応が異なっているように思われます。 基本は、地籍図の誤りが認められる場合は、地積更正・字図訂正をしていますが、上記の通り定まった取扱いではないようです。
	まとめ	地籍図であっても地図に準ずる図面においては、極端に現況が違うケース以外では地図訂正が必ずしも必要ではないという意見が多かった。

16	<p>公共基準点を使用した際には使用報告を行わないといけない自治体があると思いますが、県会として包括承認を取っている会はありますか？</p> <p>また、包括承認を取っている会は、基準点の使用報告についてはどのように行っているのでしょうか？</p>	
提案者	大分会（河合氏）	
提案理由	<p>大分会では、大分市と包括承認を結んでおり、毎月末に本会でまとめて使用報告をすることとなっているものの、インターネットで公開がされている基準点がほとんどである為、使用報告がほとんど上がってこない状況です。</p> <p>他会で包括承認を取っており、使用報告を行っている会があればどのような方法で情報の収集をしているかを教えていただきたい。</p>	
取組	鹿児島	鹿児島市は包括承認を結んでいるが、使用報告に絡むクレームは特にない。
	沖縄	那覇市と包括承認を結んでいるが、使用報告に絡むクレームは特にない。
	大分	
	宮崎	支部単位で基準点の使用及び亡失の報告は義務付けている。
	長崎	毎年4月ごろに包括承認をしている。 市によっては報告が遅れた場合には連絡がある。
	佐賀	佐賀市と包括承認を結んでいる。 使用報告に絡むクレームは特にない。
	福岡	県会で包括承認を結んでいる。 使用報告は県会取り纏めで現在3市に提出しています。 使用報告書の提出が少ないと請求される市もある。
	熊本	包括承認を特におこなっていない。
	まとめ	市町村によっては使用報告書を提出しないと包括承認を取り消される可能性もあるので、使用した会員にはその旨を各自、熟知してもらうことが重要である。